

第36回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成26年5月13日（火） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議第222号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 4 | 議第223号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 5 | 議第224号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第225号 | 農地転用許可後の事業計画変更の初認申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第226号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 日程第 8 | 議第227号 | 農用地利用集積計画の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

木本新一、下田正克、加藤貢、中谷ちづえ、田口康慈、矢筈原実、牛丸與士継、

中井作良、向田誠、大下賢芳、酒井進、大下宣夫、新井修、川原靖司、下田初秋、西倉和一郎、福野幸夫、平岡誠治、小林達樹、田中正躬、大森治良、田中良知、足立正孝、橋下甚一、杉本健三、藪谷良孝、橋場茂子、大下康雄、塚腰一司、桜本博幸、藤井和豊、本林正樹、天野克宏、鴻巣明久、石垣辰巳

○本日会議に欠席した委員

鈴木良一

○本日会議に出席した職員等

飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美

林務課長 藤下定幸

畜産課長 丸山浩一

農地相談員 大平茂

○本日会議に欠席した職員等

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 伏見七夫

振興主事 中田義博

農地主事 清水一徳

書記 山内一弘、脇坂光生、宮垣津弘、武川尚、荒木順吉、松林彰、大江泰一郎、柚原克彦、松田俊彦、船坂康博、池田正人

○本日会議に欠席した事務局職員

事務局次長 林篤志

職務代理	<p>ただいまより第36回高山市農業委員会を開催いたします。 本日、議席番号 18番 鈴木良一 委員から欠席の報告がありましたのでよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日出席委員は 36 名中 35 名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p>
	<p>続きまして、議長より挨拶を願います。</p>
議長	<p>5月に入り水田の準備も進み本格的な農繁期を迎えました。 今年は、エルニーニョの発生も確認され、天候不順や気温低下が懸念されます。私は、過去4回冷夏を経験してきましたが、その都度栽培技術で乗り越えてきました。恒常化した異常気象を豊富な経験や勘・知恵を屈指し乗り越えてほしいと思います。</p> <p>先般協議いただきました太陽光発電についての件ですが、県の立場ではあまり騒がないでほしいとの見解であります。</p> <p>また、長野県の委員会では、優良農地を守る観点から「待った」をかけたとも聞いております。</p> <p>本日も、難しい議案も多く皆様方の活発なご意見をいただきたいと思っております。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。 それでは日程に従いただいまから議事に移ります。 進行は議長が務めます。</p>
議長	<p>議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(憲章朗唱)</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 10番 大下賢芳 委員と、11番 酒井進 委員
を指名しますのでお願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。
それでは議事に移ります。

議長 日程第3 議第222号 農地法第3条の規定による権利移動
の許可について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

池田書記 本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の
各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を
満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者につ
いても申請書記載内容を確認しておりますのでご了承願います。
本日は、11件の上程となります。

1番は、新宮町地内の案件で、住宅に囲まれた1画、受け人の
住宅に隣接する位置になります。田1筆35㎡について申請地に
隣接する受け人が、贈与を受けるものです。受人の耕作面積は5,
137㎡で、作付けについては野菜を予定しています。

2番につきましては、松之木町地内の案件になります。場所は、
東山中学校の東に位置します。田1筆843㎡を受け人が隣地取
得するものです。受人の耕作面積は10,609㎡で、作付けに
ついては大豆・ネギ・かぼちゃを予定しています。受人はこの隣
地で水稻栽培をしており、住宅がその隣です。

3番につきましては、岡本町地内の案件になります。場所は、
老健施設それいゆの向かいに位置します。後に出ます、宅地分譲

にからみ合筆がされ、畔地をまたぐ部分について隣地との登記整理のため移転するものです。残った部分東側については5条で審議していただきます。受人の耕作面積は61,138㎡で、作付けについては水稻を予定しています。

4・5・6は関連して説明させていただきます。場所は大洞町から丹生川町に入りすぐの町方地内の案件になります。4番は、10年間の使用貸借による権利設定で、貸人住宅前にある田2筆1,867㎡を契約するものです。受人の耕作面積は3,088㎡であり、作付けは水稻を予定しています。5番につきましては、こちら4番の位置より北西へ800mほどのところ。畑1筆519㎡およびその法面158㎡、合わせて677㎡を、売買するものです。受人の作付け予定については菊を予定しています。6番につきましては、5番のすぐとなりです。田1筆623㎡及びその法面218㎡、合わせて841㎡を売買するものです。受人の作付けについては水稻を予定しています。

7番につきましては、丹生川町新張地内の案件になります。場所は、申請人住宅近くと離れて上野に位置します。所有者（弟）及び受け人（姉）は兄弟で、すでに10年以上同農地で農業経営をしていましたが、所有者が病弱で後継者もないため営農を続けられないため、姉の受け人に譲渡するものです。受け人は所有農地がありませんが今回の所有権移転合わせて田3筆で5,084㎡により下限面積をクリアします。作付けについては水稻、露地野菜を予定しています。

8番につきましては一之宮町地内の案件になります。支所から宮川を挟んで北側に位置します。受人は申請地の周囲に農地を所有しており、田1筆420㎡を、隣地取得するものです。受人の耕作面積は7,698㎡で、作付けについては露地野菜を予定しています。

9番につきましては久々野町小屋名地内の案件になります。場所は、小屋名の東側、朝日町との堺近くに位置します。田、1筆974㎡を、経営規模拡大のため取得するものです。受人の耕作面積は5,428㎡で、人農地プランの担い手であり、作付けについては水稻を予定しています。

10番につきましては国府町宇津江地内の案件になります。場所は、宇津江地内北端に位置します。田、2筆940.91㎡を、隣地で営農する受け人が利用集積の再設定も予定して隣地取得す

るものです。受人の耕作面積は5, 397㎡で、作付については水稲を予定しています。

11番につきましては上宝町在家地内の案件になります。場所は、こちらに位置します。田、1筆198㎡を、親から子へ贈与するものです。受人の耕作面積は10, 283㎡で、作付については水稲を予定しています。

以上、11件、田15筆、原野2筆合わせて17筆、
12, 026. 91㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

下田(正)委員 11番について、隣と1枚田になっているが、1筆だけの贈与
委員 になっているのは？他の分は済なのか？

船坂書記 隣接地とは、所有者が異なっており、1枚の田のところは受人
が既に一体として使っている。今後移転等については、当事者の
手続きによるもの。現状は一体利用している。

正式な手続きはまだ、細目書では届人が耕作している。正規な
手続きについての話を進めさせていただく。

議長 他の意見はございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定
による権利移動の許可について、許可することと決定いたします。

議長 続きまして、日程第4 議第223号 農地法第4条の規定に
よる使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題
とします。

関連があるので木本委員の退席を求めます。
(木本委員退室)

事務局の説明を願います。

池田書記

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

本日は8件の上程となります。

1・2番が朝日町青屋地内の案件で委員関連となります。

1番2番は、隣接しており、青屋川ゴルフクラブの隣、この先はカクレハ高原となります。1番は、田1筆83㎡を一時転用で嵩上げを申請するものです。2番は、田2筆1,899㎡の一時転用で嵩上げを申請するものです。なお、所有者は死亡のため相続人により申請されております。

以上、1番2番につきまして 2件、田3筆、1,982.00㎡についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長

異議なしと認めます。木本委員の入室を認めます。

(木本委員入室)

3番からの説明を願います。

池田書記

3番は、岡本町1丁目地内の案件で、南小学校の西に位置します。田1筆121㎡を申請者の駐車場として転用するものです。この案件は既転用で今年3月頃まで農機具倉庫としていましたが正式に駐車場として申請するものであります。

4番は、丹生川町新張地内の案件で、申請者の自宅向かいのこちらとなります。田1筆342㎡を農業用倉庫として転用するも

ので、今年の3月に建築をされており、追認を求めるものです。
なお、始末書の提出もされております。

5番は、清見町巢野俣地内の案件で、ふるさと学校の北に位置
します。田1筆1,007㎡を農地の嵩上げを目的として許可よ
り3年間の一時転用を行うものです。農地に進入する農道と高低
差があり、嵩上げにより作業の効率化を図るもので、工事等によ
る残土を利用し約1mの嵩上げを計画しています。

6・7番は、関連して久々野町柳島地内の案件で、大西のライセン
スの南側に位置し、申請者の自宅に隣接しております。6番が田、
畑2筆合わせて325㎡を農家住宅の目的に転用するもので、7
番が田1筆の残り105㎡を車庫として転用するもので、昨年か
ら車庫として利用されており、追認を求めるものです。なお、始
末書も添付されております。

8番は、上宝町蔵柱地内の案件で、主要地方道国府見座線沿い
で、申請者の自宅前に位置しております。田1筆292㎡を駐車
場の目的に転用するもので、車三台分及び進入路分で利用図の提
出を受けております。

以上、3番からの6件、田6筆、畑1筆、合わせて7筆、
2,292.00㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

石垣委員 6・7番について、既転用となっており自宅が建てられてい
るが、建築の段階で許可が必要なことがわからなかったのか。

清水農地 古い建築で、当時は建築基準法による届を取っていないもの、
地主 当時町では不要であったと思われる。

議長 他に意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定
による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について、許可
相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第5 議第224号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は、7件の上程となります。

1番は、山口町地内の案件です。田1筆の一部148㎡について、受人が上下水道管敷設敷地として転用するものです。この上流部には約9反の区画を整備し分譲住宅をする計画をされています。

2番は、山田町地内の案件で、158号線の所有者の自宅に隣接する位置にあります。田1筆畑2筆955㎡について、受人がリサイクル品等の保管敷地として転用するもので、渡人はこれに応じるものです。一部は昭和40年ころから転用利用されており、始末書の提出を受けております。なお、受け人の会社につきましては、古物商の許可証、営業許可証及び産廃の運搬収集業の許可証を確認しております。

3番は、新宮町地内の案件です。田1筆87㎡について、受人が駐車場として転用するもので、これに応じるものです。昭和49年頃より駐車場として利用していたため追認を求めるものです。始末書の提出を受けております。

4から6番は関連がありますので一括説明いたします。桐生町丁目地内の案件で、老健施設それいゆの向かいと北側に位置する場所となります。受人が宅地分譲として利用するため、合筆されたものを含めて田6筆のうち3, 219㎡を転用するものです。なお5番については、高山市の所有地があり、この部分については協議中で、協議後払下げ申請されるとのことです。なお、まちづくり条例の許可と同時に許可相当となります。

7番は、荘川町三尾河地内の案件です。こちらは、田1筆畑4

筆で594㎡を個人住宅の庭・倉庫に転用するものです。すでに数十年前より利用されており、追認を求めています。始末書の提出を受けております。受け人はこの申請地に隣接して住宅及び倉庫、敷地を所有しております。

以上、7件、田10筆、畑6筆、合わせて16筆、5,003.00㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第6 議第225号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。

事務局より説明を願います。

池田書記 本日は、1件の上程となります。

下岡本町地内の案件になります。位置はケースデンキの西側山手になります。変更申請の理由は、平成22年2月18日付け32号の1にて5条の農地転用許可を受け農地を不動産業の立て看板等の資材保管場所として取得しましたが、その主が死亡し、不動産業を廃業するため、同地を同業者の受け人に譲渡するものです。使用目的は引き続き、資材置き場としての申請です。

以上、1件について、ご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について、意見なしといたします。

議 長 続きまして、日程第7 議第226号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といたします。

事務局より説明を願います。

池田書記 本日は、1件の上程となります。

本母町及び松本町地内の案件になります。まず本母町は、市場の東側に4筆、すのり川沿いに2筆、少し離れて2筆。次に 離れて松本町松森神社の西側に位置します。相続人は、自営業の傍ら20年前から農業経営に従事しております。被相続人の所有面積の内、田5筆3,783㎡を特例農地として適格証明を求めるもので、いずれも、水稻、露地野菜として農地利用をしており、今後も耕作を続ける意思があることを確認しております。

以上、1件につきまして、ご審議を願います。

議 長 ただいまの説明についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、承認といたします。

続きまして、日程第8 議第227号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

1番は委員案件でありますので該当委員には退室いただきます。酒井委員に退室願います。

(酒井委員退室)

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は31件の利用権設定、1件の所有権移転、併せて32件についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1番は委員関連案件ですので、最初にご説明いたします。

1番について、農業生産法人で認定農業者ある借人は水稲、大麦の経営をしており、田7筆4, 356㎡を更新2年の賃貸借権を設定し、引き続き水稲の生産を行うものです。

以上、1番につきまして、ご審議を願います。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、1番について承認といたします。

酒井委員には入室願います。

(酒井委員入室)

議長 引き続きまして、農用地利用集積計画の決定について、2番以降について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

船坂書記 それでは引き続き、2番以降のご説明をいたします。

2番について、地域の担い手である借人は水稲の経営をしており、田7筆3, 597㎡を新規5年の使用貸借権を設定し、水稲の生産を行うものです。

3番について、認定農業者である借人は施設園芸(ほうれん草)、水稲の経営をしており、田1筆934㎡を新規4年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

4～8番について、認定農業者である借人は露地野菜（ニンニク等）の経営をしており、田5筆4，850㎡を新規2～5年の賃貸借権を設定し、露地野菜を生産するものです。

9番について、認定農業者ある借人は肉用牛（繁殖45頭）、施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、畑1筆5，321㎡を新規6年の賃貸借権を設定し、施設園芸として利用するものです。

10番について、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稲、ハーブ、露地野菜の経営をしており、田3筆2，078㎡を更新5年の使用貸借権を設定し、引き続き水稲、露地野菜の生産を行うものです。

11番について、認定農業者である借人は施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、畑1筆10，321㎡の内4，600㎡を新規7年の賃貸借権を設定し、施設園芸として利用するものです。

12～13番について、地域の担い手である借人は施設園芸、露地野菜の経営をしており、田7筆4，128㎡を更新6年の使用貸借権を設定し、引き続き露地野菜、水稲の生産を行うものです。

14番について、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稲、施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、田5筆3，486㎡を更新6年の使用貸借権を設定し、引き続き水稲の生産を行うものです。

15番について、新規就農計画認定者である借人は施設園芸（トマト）の経営をしており、田2筆3，703㎡を新規6年の使用貸借権を設定し、水稲の生産を行うものです。

16～29番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稲、そば、大麦、飼料用稲の経営をしており、田36筆49，197㎡を更新6年の賃貸借権を設定し、引き続き水稲の生産を行うものです。

30～31番について、飛騨市の農業生産法人で認定農業者である借人は、現在、飛騨市内の数河地域で58アール、神岡町山田地域で178アールを中心に、施設園芸（いちご）、水稲、露地野菜（大豆他）の経営をしており、田7筆7，140.54㎡を新規3年の使用貸借権を設定し、水稲、施設園芸、露地野菜を生産するものです。なお、地元委員に集積への悪影響がないこと

を確認しております。また、今回申請の農地は昨年度作付けされず、荒廃化を防ぐことにもつながると考えます。

32番について、認定農業者である買い手は施設園芸(トマト)、水稲の経営をしており、農振農用地である田6筆4,652㎡を取得し水稲を生産するものです。

以上、2番以降、所有権移転1件を含む31件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 ご意見がございませんので、異議なしと認め農用地利用集積の決定について、2番以降については承認いたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれをもちまして、第36回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

大下 賢芳 委員

酒井 進 委員
